平成２２年（フ）第３２号
山口県周南市扇町３番Ｇ―308号
債務者　堀口　奈々
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４号
熊本県天草市河浦町新合941番地
債務者　竹内美由紀
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第６号
熊本県天草市本渡町本渡2733番地
債務者　久保田恵子（旧姓田岸）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月22日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６３０号
青森市堤町２丁目19番２号　船木アパート14号
債務者　森内　立身
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８号
青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩藤嶋22番地２
債務者　永坂　正春
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１号
青森市大字羽白字沢田504番地２
債務者　上林　和雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２２号
青森市大字羽白字沢田504番地２
債務者　上林　英子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２８号
青森市富田５丁目２番43号
債務者　米澤　謙一
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
青森県むつ市大畑町正津川平114番地162
債務者　鳥山みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５２号
青森市原別８丁目２番５号
債務者　橋本なおみ
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
東京都日野市平山２丁目１番地の８―17号
債務者　土井　　紫
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３６号
東京都あきる野市雨間227番地１レオパレス大塚山106号
債務者　松本　雅貴
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３６号
静岡県袋井市堀越３丁目７番地の１クレール201号室
債務者　西村　智春
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
静岡県袋井市鷲巣888番地の18
債務者　小谷　民江
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
静岡県浜松市中区佐藤３丁目６番11号　コーポレッツ305、前住所静岡県浜松市西区入野町9596番地
債務者　高津　美弘
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月23日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係